

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

きたかた
福島県喜多方市

2 構造改革特別区域の名称

喜多方市アグリ特区

3 構造改革特別区域の範囲

喜多方市の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1)喜多方市の概要

喜多方市は、福島県の西北部、会津盆地の北部に位置し、北は大峠を境に山形県米沢市に接し、西北には 2,000m級の飯豊連山、北から東には磐梯山、雄国山などの 1,000 級の急峻な山々が連なっている。一方、西には 300～500mの丘陵地が南北に走り、南には遠く那須連山までを望むように会津盆地が広がっている。

本市の人口は、平成 15 年現在で 37,100 人余りであるが、漸減傾向の状態が続いている。一方、65 歳以上の人口が 25.7%を占めるなど高齢化が著しく、特に農村部において顕著に表れている。要因としては、積雪寒冷地という自然条件と労働力を吸収する第二次・第三次産業が脆弱であることがあげられ、新規学卒者を中心とした若年層の人口流出の原因となっている。

本市の産業は、地場産業である漆器、桐加工、醸造（酒、味噌、しょう油）業などの伝統的な産業が盛んな他、近年は蔵とラーメンの観光資源に関連した産業が著しく伸びている。

(2)喜多方市の農業の現状

農業は本市の基幹産業である。

耕地面積は 4,190ha を有し、盆地特有の高温で多湿な気候のため水稻栽培に適している。そのため全耕地面積の 66%に当たる 2,780ha で米が作付けされており、県内上位の収穫量（17,100 t）と収量（615kg/10 a 当）を誇り、農業粗生産額（約 68 億円）のおよそ 7 割を占めるなど米に依存した経営類型となっている。

また、転作田を活用したソバやアスパラガスの生産も活発で、平成 11 年にはソバは 155ha（県内第 7 位）、アスパラガスも 73ha（県内第 1 位）の面積で栽培されている。

しかしながら、米価の下落と生産調整の拡大により、農業粗生産額はピーク時（H6 年 = 83 億円）の 82% の 68 億円にまで落ち込み、農地保全、農村活力の低下など多くの課題を抱えている。

一方、食に対する消費者の関心が高くなり、「安全、安心」な農畜産物を求める動きが強まっている。また、自然や環境に対する国民的関心が強まる中で、農業の多面的機能への期待はますます大きくなっている。

このような状況の中、本市の将来都市像である「きらめく個性と豊かな自然が共生する快適生活都市喜多方」の実現に向け種々施策に取り組んでいるが、高齢化の急激な進展により、農業の担い手も高齢化し、各種作物の栽培面積の拡大や新規作物の導入など望めない現状にあり、新たな施策を模索しているところである。

(3)担い手の高齢化と減少

本市農業における担い手の状況であるが、60 歳以上の担い手が 76.5%、65 歳以上でも 59.5% を占めるなど著しく高齢化が進行し、深刻な状況となっている。また、農家数も減少（H7 年 2,206 戸 H12 年 2,122 戸）するなど、近い将来、担い手の減少により、農業生産が困難な地域が発生することが懸念されている。

市では、93 名の認定農業者（H15 年度 4 月現在）を中心に農地の集約を進めているが、中山間地の畑地を中心に荒廃が進行し、認定農業者が農地を受けきれない状況となっている。

(4)遊休農地の状況

本市では、担い手の高齢化や長引く景気の低迷などにより、農地の荒廃が進み、市全体では、平成 12 年現在で 134ha が遊休農地となり、平成 7 年からの 5 年間で 2 . 3 倍も増加するなど憂慮すべき事態に陥っている。

遊休農地の増加は、雑草の繁茂や病害虫を発生させるだけでなく、急傾斜地における豪雨時の土砂災害の発生など地域農業に悪影響を与え、担い手の減少ともあいまって農業生産の継続を困難にさせているだけでなく、安定した食料の供給という役割を果たせなくなり、その発生防止と有効活用は緊急の課題となっている。

なお、遊休農地は、特に国営事業（昭和 45 年～平成 4 年）で造成された雄国地区の畑地において顕著に見られる。雄国地区の畑は、山を切り開いて造成された農地で、標高 200m から 500m に展開する山麓台地にある。平成 14 年度には、遊休農地面積が 58ha に達し、これは市全体の遊休農地の 4 割強、国営事業による造成面積（196ha）のおよそ 3 割に当るもので、市全域における遊休農地の解消とと

もに雄国地区においても緊急な対応策が必要となっている。

5 構造改革特別区域計画の意義

本市の農業は、米に依存した経営形態となっているが、米価下落と生産調整の拡大により、1農家当り生産農業所得は、平成5年に1,977千円だったものが、平成11年には1,310千円まで減少するなど、農家経済は疲弊している。

今後は、米に依存した経営から脱却し、アスパラガスやソバなど畑作による新たな特産物の定着に軸足を置いた生産振興に努めなければならないが、高齢化による担い手不足、さらに遊休農地の増加が障害となり、満足な成果を挙げることができないことが懸念される。

一方、近年、食に対する消費者の関心が高くなり、「安全、安心」な農畜産物を求める動きが強まっている。また、自然や環境に対する国民的関心が強まる中で、農業への期待はますます大きくなっている。

本市では、グリーン・ツーリズムによる都市住民との交流促進、直売所や学校給食における地産地消の取り組み、さらに新規就農対策、環境負荷軽減を図る環境にやさしい農業の取り組みを本市農業の重点施策として取り組んでいるが、これら事業の推進により、一部の農地において遊休農地の活用により一定の成果が現れている。

しかしながら、これら施策を進めるにも新たな担い手の確保が必要であり、緊急の課題となっているが、高齢化や担い手不足等の現状から農業内部だけの対応では解決が困難である。

そのため、本市では、市内全域においてグリーン・ツーリズム事業を始めとする関連事業の展開により、遊休農地の解消を強力に推進していくこととする。

特に、遊休農地の増加率が高い雄国地区においては、農地法の特例を活用し、農業に携わろうとする「農業生産法人以外の法人」によって農業経営を行うこととする。このことは新たな担い手の確保と遊休農地の有効活用につながるもので、意義は大きい。

また、特定事業の導入は、停滞した農業の活性化と農業所得の向上効果を生み、将来的に全国的な構造改革へと波及しうるものとして期待される。

6 構造改革特別区域計画の目標

本市の課題は、米依存体質から脱却した新たな農業振興方策の確立であり、新たな特産物の定着と生産振興にある。しかしながら、深刻な高齢化と遊休農地の拡大は、担い手育成や生産振興を図る上で本市農業の足かせとなり、農村活力の低下を招いているため、早急な対応が求められている。

このようなことから、本市では、担い手の育成と遊休農地の解消を図ることによ

り、農業の振興と本地域の活性化を促すため、特定事業の「地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付事業」及び「地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付事業」並びに関連事業であるグリーン・ツーリズム事業、地産地消の取り組み、さらに新規就農対策、環境にやさしい農業などの取り組みを実施するものとする。

具体的な目標としては、

- (1) 農業生産法人以外の法人による農業参入を認めることにより、担い手不足が深刻な農業経営に対し、農外から新たな担い手の確保が図られ、担い手不足による農地の遊休化を防止するとともに急傾斜地にある農地にあっては災害発生防止など農地の多面的機能の確保を図る。

併せて、企業の経営感覚により、安定的な農業経営体を育成する。

- (2) 雄国地区で始まったグリーン・ツーリズムは、新たな本市農業振興方策の大きな柱の一つとして、一定の成果をあげている。都会の住民を対象にしたソバオーナー制度や修学旅行生を対象にした農業体験などが中心であるが、平成11年当初は326人の交流人口であったが、14年度には雄国地区だけで4,000人を超える交流人口を抱えるまでに成長してきた。15年度からは、全市に取組みが広がっている。

グリーン・ツーリズムの拡大に伴い、近年では、交流者への直販を目的に遊休農地に作物を作付けするなど、遊休農地の解消に取り組む農家も現れてきた。今後、更なるグリーン・ツーリズムの推進により、遊休農地の解消が促進されるものと期待している。

- (3) 都市住民や本市に在住する市民を対象に、土に親しみ、作物を栽培する楽しみを提供する市民農園を開設する。市民農園の開設により、遊休農地の有効活用が図られるとともに、管理受託に伴う新たな所得を得ることができる。

市民農園は、グリーン・ツーリズム事業の対象者を中心に取り組むものとし、市民農園とグリーン・ツーリズムを一体的に行うことによる相乗効果によって、都市と農村の交流人口の増加を促し、農業者の所得向上を図り、併せて農地の遊休化を防ぐことによって、地域の活性化を促進する。

- (4) 近年、食に対する消費者の関心が高くなり、「安全、安心」な農畜産物を求める動きが強まっている。

このようなことから、直売所の開設や学校給食への地元食材の活用による地産地消の推進などへの取り組み、さらに有機農業などの環境にやさしい循環型農業を推進し、新たな「喜多方ブランド」を確立する。

- (5) 法人の農業参入によって新規就農者の確保ばかりでなく、繁忙期には農家からのパート雇用の拡大を図るとともに、様々な人材の活用により雇用を確保する。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 農地の多面的機能の維持・向上効果

特定事業及びその他関連事業により遊休農地を今後5年間で70ha解消し、農地の多面的機能の向上を図る。山間の急傾斜地の農地においては洪水や土砂災害等の発生防止効果が期待される。

なお、遊休農地の解消は、特定事業で30ha、その他関連事業により40haを目標とする。

(2) 農業粗生産額の向上効果

平成11年度の本市の農業粗生産額は6,797百万円であるが、平成20年には年間100百万円程度の向上が図られる。

(3) 新規雇用の確保と所得向上効果

法人による農業展開により、平成20年には新規雇用10人程度を見込み、約27百万円程度の所得向上が図られる。

(4) 交流人口の拡大効果

現在、およそ4,000人の交流人口となっているが、市民農園の開設とグリーン・ツーリズム事業との連携により、平成20年には2,500人程度の拡大が図られる。

(5) 交流人口の拡大による農産物の販売向上効果

グリーン・ツーリズムによる交流人口の拡大に伴い、四季を通じた交流者への野菜、ソバなど地元農産物の販売が増加することが見込まれ、現在、3,300千円程度の農産物販売額が、平成20年には年間13,000千円程度にまで向上するものと予測している。

(6) 安全・安心な農畜産物の生産・普及効果

環境にやさしい農業の推進により、安全・安心な農畜産物の生産と「喜多方ブランド」が確立され、農業の振興が図られる。

(7) 新規就農者の拡大効果

本市では、毎年2~3名程度(雄国地区では1~2名)の新規就農者が誕生しているが、一部新規就農者にとっては、遊休農地を活用し、都市住民を対象にした新たな農業を展開している。今後、特定事業の導入とグリーン・ツーリズム事業との連携により、雄国地区において平成20年までに20人程度の新規就農者の確保を図ることとする。

8 特定事業の名称

(1) 地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業

(2) 地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に

関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

・「グリーン・ツーリズム事業の推進」

喜多方市においては、平成 11 年度から本市東部に位置する雄国地区においてグリーン・ツーリズム事業を展開してきた。具体的には、地域住民が主体となった団体による都会の中学校を対象とした農業体験、さらに一般の人を対象としたソバオーナー制の実施である。平成 14 年度には交流人口が 4,000 人を超え、本市の新しい農業振興方策として着実に進展を続けている。

特区の導入に当たっても、特区とグリーン・ツーリズムが連携をとることでより相乗効果を生み、経済効果に結びつくよう多様な農業を展開する。

・「環境にやさしい農業の推進」

生産者の顔の見える「安全・安心」な農畜産物を求める消費者の声が強まり、本市としても有機農業をはじめとする環境にやさしい農業の推進を図っている。

このようなことから、特区で参入する法人にあっても、そこで生産される作物は生産履歴が分かる安全で安心なもの以外は生産・販売しないなど、市の方針に沿った農業経営に協力してもらうこととする。

・「新規就農対策の推進」

本市の雄国地区には、自然景観に魅せられた「タウン」等による農業の新たな担い手が数名誕生し、都市住民との交流による新たな農業を展開している。高齢化が進展し、担い手の減少が続く中では、これら新規の担い手対策は、遊休農地解消策としても有効な手段である。特に、雄国地区は、景観に優れ、国営による基盤整備事業も完了しており、また、グリーン・ツーリズム事業も盛んな地域であることから、新規就農者の受け入れがしやすい地域である。

市としては、新規就農対策と遊休農地の解消策とを連動させ、強力に推進することとする。

・「県単遊休農地解消総合支援事業の実施」

本市全域における遊休農地の面積は 134ha であり、高齢化や担い手不足などの理由によって、遊休農地は年々増加傾向にある。そのため、農業関係者で組織する営農推進協議会を中心として種々解消策に取り組んできた。平成 15 年度には、県単の遊休農地解消総合支援事業の取り組みにより 6ha の遊休農地の解消を図ることとなっている。

今後とも、あらゆる手段を講じながら遊休農地の解消に取り組み、地域農業の活性化を推進していくこととする。

・「農地流動化対策事業の実施」

本市農業における担い手の高齢化は著しく、65歳以上で約6割、60歳以上では76.5%を占めるなど深刻な状況になっている。また、農家数もここ5年間におよそ100戸が減少するなど、遊休農地拡大の要因となっている。このまま推移するとすれば、近い将来、農業生産が困難な地域が発生することが懸念されている。

本市では、担い手がいない農家や兼業農家の農地について、認定農業者を中心に集約を行い、遊休農地の拡大防止に努めている。

今後とも、市、農業委員会、農協、土地改良区等の関係機関団体が一体となり農地の流動化に取り組むことにより、安定的な農業経営体の育成と、遊休農地の拡大防止に努めることとする。

(別紙)

1 特定事業の名称

(1001)地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

喜多方市

喜多方市雄国地区において農業を行おうとする農業生産法人以外の法人

(当面実施する法人4)

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特区計画の認定日

4 特定事業の内容

遊休農地を対象とした法人の農業参入により、本市農業と地域経済の活性化を図ることを目的に特定事業を導入する。

特定事業は、実施主体である喜多方市が遊休農地等の所有者から借地した農地を特定事業の実施により耕作を行う企業に賃貸する。また、喜多方市は、特定事業の実施により耕作を行う企業と特区法に基づく協定を結び、事業の円滑な実施を確保することとする。

これにより、農業の新たな担い手として、企業の持つノウハウと労働力の有効活用によって、農業の担い手不足を解消するとともに、遊休農地を活用して特産品の生産拡大や高付加価値作物への取り組みを行う。

また、企業の農業参入は若者の新しい職場を増やすことになり、新規就業者の増加が期待されるとともに、農業後継者の育成に努めることとする。さらに、集落やグリーン・ツーリズム推進団体等との地域活動との連携による都市住民との交流等、多様な農地の活用が図られ、本市農業の新たな展開に寄与するものである。

また、市が行う環境にやさしい農業の推進に合わせ、企業にも減農薬、減化学肥料など環境に配慮した栽培を実施してもらうこととするが、このことが付加価値の高い喜多方ブランドの確立につながるものと期待される。

なお、本特定事業の実施期間については、当該規制の特例措置の適用の開始の日から5年間とするが、市においては1年毎に評価を行い、必要があれば期間の延長を行うこととする。

当初参入予定企業

・大岩建設工業株式会社 ・株式会社一建設

・株式会社環境建設 ・大建工業有限会社

事業区域：喜多方市・雄国地区

事業開始：平成 15 年 10 月下旬

認定日以降のスケジュール（見込み）

- ・賃貸借契約に伴う賃借料の予算化（9 月議会に提案）
- ・賃貸借契約の締結（喜多方市 農地所有者）（9 月下旬）
- ・賃貸借契約の締結及び協定書の締結（喜多方市 建設業者 4 社）

企業が行う農業の内容及び実施方法

当初の取り組み面積は、大岩建設（株）が 100 a、（株）一建設が 50 a、（株）環境建設が 50a、大建工業（有）が 50 a であり、大岩建設（株）は都市住民を対象とした農業体験（そば打ち、花木、ブルーベリー等）、（株）一建設は大豆、柿、リンゴ等の栽培、（株）環境建設は緑化木の生産、大建工業（有）は加工トマトの生産をそれぞれ行うものである。

なお、企業の最終的な借受予定面積は、大岩建設（株）が 150 a、（株）一建設が 100 a、（株）環境建設が 100a、大建工業（有）が 100 a であるが、5 年後には他の企業の参入を進めることにより、25ha へと拡大させていく。

5 当該規制の特例措置の内容

本市においては遊休農地の増加が深刻で、特に、本市東部に位置する雄国地区で顕著であり、農家の自助努力だけによる遊休農地等の解消に多くを望むことは困難な状況にある。このまま推移するならば本市農業と地域経済活性化に重大な影響を及ぼす恐れがあり、法人による農業への参入は、遊休農地の解消と農地の多面的機能維持・向上を図る上で有効な手段であると考え。

本市の基幹産業である農業は、盆地特有の夏期の高温多湿な気候のため水稻の栽培が盛んで、農業粗生産額（約 68 億円）のおよそ 7 割を占めるなど米に依存した経営類型となっている。また、転作田を活用したソバやアスパラガスの生産も活発で、平成 11 年にはソバは 155ha、アスパラガスも 73ha の面積で栽培されている。

しかしながら、60 歳以上の担い手が 76.5%、65 歳以上でも 59.5%を占めるなど著しく高齢化が進展し、農家数も減少（H7 年 2,206 戸 H12 年 2,122 戸）傾向にある。合わせて遊休農地化も進み、平成 7 年に 58ha であった遊休農地は平成 12 年には 134ha と 2 . 3 倍も増加し、憂慮すべき事態に陥っている。

特に、雄国地区の遊休農地の現状は深刻な状況にある。

雄国地区は、国営事業により造成された畑地であり、その面積は 196ha を有するが、高齢化による担い手の減少により耕作放棄が年々増加し、平成 7 年に 7ha だったものが平成 12 年には 37ha、平成 14 年には 58ha と大幅に増加している。

このようなことから、本市としては、雄国地区には効率的に利用されていない

農地が相当程度あると判断したところであり、遊休農地を対象とした農業生産法人以外の法人による農業経営により、遊休農地の解消を図るとともに、農業者の雇用の場を創出することによって本地域の農業振興と地域活性化に資するため、特定事業を導入することとする。

なお、参入する法人の要件は、法人に農業担当役員が 1 名以上いること。当該担当役員が年間 150 日以上農業に従事すること。また、法人の行う農業が適正かつ円滑に行われるため、法人と市との間で協定を締結すること。また、農業に必要な土地の取得は、市が農地所有者から借り受け、法人に貸付ける方法により行うこととする。

(別紙)

1 特定事業の名称

(1002) 地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

喜多方市

喜多方市雄国地区の農地において、市民農園を開設しようとする法人または雄国地区の農地所有者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特区計画の認定日

4 特定事業の内容

遊休農地を対象とした市民農園を開設することにより、グリーン・ツーリズムと連携した都市・農村交流が促進され、農業の振興と地域の活性化を図ることを目的として特定事業を導入することとするが、内容としては、5年間で5haの市民農園を新規に開設することとする。

なお、農地を所有していない法人が市民農園を開設する場合には、市が当該開設予定者に農地を貸し付けることとし、市と当該開設予定者との間で事業実施協定を締結することとする。

当初参入予定者

・大岩建設工業株式会社

事業区域：喜多方市・雄国地区

事業開始：平成15年10月下旬

企業が行う市民農園の内容

取り組み面積は100aであり、都市住民や本市在住市民を対象とした市民農園の開設を行うものである。

なお、5年後には他の企業やグリーン・ツーリズム実践者等の参入により5haに拡大させていく。

5 当該規制の特例措置の内容

本市においては遊休農地の増加が深刻で、農家の自助努力だけによる遊休農地等の解消に多くを望むことは困難である。このまま推移するならば本市農業と地域経済活性化に重大な影響を及ぼす恐れがあり、市が積極的に推進しているグリーン・ツーリズムとの連携による市民農園の開設は、遊休農地の解消と農地の多面的機能維持・向上を図る上で有効な手段であると考えられる。

本市の基幹産業である農業は、盆地特有の夏期の高温多湿な気候のため水稻の栽培が盛んで、農業粗生産額（約 68 億円）のおよそ 7 割を占めるなど米に依存した経営類型となっている。また、転作田を活用したソバやアスパラガスの生産も活発で、平成 11 年にはソバは 155ha、アスパラガスも 73ha の面積で栽培されている。

しかしながら、60 歳以上の担い手が 76.5%、65 歳以上でも 59.5%を占めるなど著しく高齢化が進展し、農家数も減少傾向にある。合わせて遊休農地化も進み、平成 12 年現在で 134ha が遊休農地化し、平成 7 年からの 5 年間で 2.3 倍も増加するなど、憂慮すべき事態に陥っている。

また、このような現状と米価の下落等により、農業粗生産額はピーク時（H6 年 83 億円）の 82%の 68 億円にまで落ち込み、農地保全、農村活力の低下など多くの課題を抱えている。

このようなことから、遊休農地を対象とした市民農園の開設を行うことにより、遊休農地の解消を図り、合わせてグリーン・ツーリズムとの連携を図りながら都市住民との交流人口の拡大を促進することによって、本地域の農業振興と地域活性化を図ることとする。